

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び KAM（監査上の主要な検討事項）強制適用の課題

2020年5月29日（金）

ひびき監査法人

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
<ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項 (2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 法令改正関係審査の例示 ② 重点テーマ審査 ③ 過年度の審査結果のフォローアップ
2. 有価証券報告書レビューの実施について（2020年3月27日）金融庁・・・・・・・・ P. 5
<ul style="list-style-type: none"> (1) 法令改正関係審査 (2) 重点テーマ審査 (3) 情報等活用審査
3. KAMを中心としての開示情報の改正概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
<ul style="list-style-type: none"> (1) 監査報告書におけるKAM記載の導入 (2) 監査報告書のKAMと開示情報との整合性 (3) 記述情報の充実について (4) MD&A－「重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定」について (5) 記述情報の追加開示とKAMについて (6) 会計上の見積りの開示に関する会計基準の公表（2020年3月31日）
4. キャノン㈱－CAM早期適用事例（先行事例）の紹介について・・・・・・・・ P. 12
<ul style="list-style-type: none"> (1) はじめに (2) キャノン㈱－CAM連結財務諸表の開示例 <ul style="list-style-type: none"> ① 連結財務諸表の監査報告書（のれんの評価、未払販売促進費の評価） ② 連結財務諸表の注記 ③ 記述情報の記載 (3) キャノン㈱－CAM個別財務諸表の開示例 <ul style="list-style-type: none"> ① 連結財務諸表と個別財務諸表での取扱い ② 個別財務諸表の監査報告書（子会社株式の評価） ③ 個別財務諸表の注記 ④ 記述情報の記載 (4) 前期の有価証券報告書との整合性
5. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 23

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について

2020（令和2）年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりである。

（1）新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2020（令和2）年3月期に適用される開示制度の改正のうち、主たるものは以下のとおりである。

2019（平成31）年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正（「経営方針・経営戦略」、「事業等のリスク」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>

（内容については以下「2. 有価証券報告書レビューの実施について（2020年3月27日）金融庁」参照）

（2）有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

金融庁は2019（平成31）年3月19日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（2019（平成31）年度）」を公表した。

2019（平成31）年の有価証券報告書レビューの審査結果及びそれを踏まえた留意すべき事項は別紙1のとおりである。

2019（平成31）年度の有価証券報告書レビューの対象項目に関し、複数の会社に共通して記載内容が不十分と認められた事項があり、記載内容が不十分であると認められた事項には、会計監査の対象となる財務諸表等に係るものも含まれているので、有価証券報告書提出会社のみならず公認会計士または監査法人においても十分に留意が必要であると指摘されている。

重要ポイントは以下のとおりである。

<記述情報の充実に向けて>

- 2019（平成31）年度の審査対象である「役員報酬等」や「株式等の保有状況」については記述情報が含まれており、提出会社の実情に合わせて一定の自由な記載が可能となっている。
- 一方で、法令が求める最低限の記載水準を満たすことのみを目的として、ルールへの形式的な対応にとどまる開示も見られ、投資家等が必要とする十分な情報が得られない事例も見受けられる。
- そこで、今般、記述情報の記載ぶりに改善の余地があると考えられる提出会社に、翌年度からの改善・充実に向けた検討を求める通知を発出した（全提出会社の3割程度）。
- 投資家等との建設的な対話を促進し、企業価値の向上につながるよう、提出会社には、記述情報のより一層の充実を期待するとされている。

今回提出する有価証券報告書で記述情報の記載が求められ、一層踏み込んだ開示が期待されている。以下、審査結果より重要と思われる箇所を抜き出して示している。詳しくは金融庁のホームページをご参照頂きたい。

① 法令改正関係審査の例示

<p>審査項目：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正が行われたことから、改正後の内閣府令に基づき適切な記載がなされているかどうかについて</p>
<p>主な審査結果と留意すべき事項</p> <p>(役員報酬等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■業績連動報酬の額の決定方法に具体性がない。 ■役員報酬の算定方法に Key Performance Indicator (以下「KPI」という) 等の指標が関連付けられている場合に、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法がない。 ■役員報酬の算定方法の決定権者、その権限の内容や裁量の範囲に具体性がない。 ■当事業年度の役員報酬の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容に具体性がない。 <p>(株式等の保有状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保有方針及び保有の合理性を検証する方法、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容が十分に記載されていない。 ■保有目的及び効果について、戦略・事業内容及びセグメントと関連付けがなされていない。 ■保有の定量的な効果を記載できない場合において、その旨と保有の合理性を検証した方法が具体的に記載されていない。 ■株式数の増加理由の具体性がない。

<p>審査項目：『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえて「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(財務諸表等規則) 等の改正が行われたことから、改正後の財務諸表等規則に基づき適切な記載がなされているかどうかについて</p>
<p>主な審査結果と留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳に繰越欠損金を記載している場合であって、繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載すること(連結財務諸表規則第15条の5第1項第1号、財務諸表等規則第8条の12第1項第1号) ■評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容を記載すること(連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号、財務諸表等規則第8条の12第2項第2号) ■繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳に繰越欠損金を記載し、当該繰越

欠損金に重要性がある場合、繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項を記載すること
(連結財務諸表規則第 15 条の 5 第 3 項第 1 号、財務諸表等規則第 8 条の 12 第 3 項第 1 号)

- ・繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額
- ・繰越欠損金に係る評価性引当額
- ・繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

■繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由を記載すること(連結財務諸表規則第 15 条の 5 第 3 項第 2 号、財務諸表等規則第 8 条の 12 第 3 項第 2 号)

② 重点テーマ審査

審査内容：(i) 関連当事者に関する開示

(ii) スtock・オプション等に関する会計処理及び開示

(iii) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示について

主な審査結果と留意すべき事項

■関連当事者の開示に関する重要性の判断基準を超える取引がある場合には、関連当事者との取引は開示をする必要があること(関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第 15 項、第 16 項、第 17 項、第 18 項)

■一般の取引と同等であることが明白な取引とは、一般競争入札による取引、預金利息、配当金の受取り、公募増資等をいい、第三者との取引と同等な条件であっても関連当事者との取引に関する開示は省略できないこと(関連当事者の開示に関する会計基準第 9 項、第 28 項、第 32 項)

■資本取引については、開示対象の取引に含まれること(関連当事者の開示に関する会計基準第 28 項)

■提出会社の役員等が他の法人の代表者として会社と取引を行うような場合は、関連当事者取引に該当し、関連当事者が法人の場合の取引の判断基準により、開示が必要になる場合があること(関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第 16 項、第 33 項)

③ 過年度の審査結果のフォローアップ


■過去の有価証券報告書レビューにおいて識別された事項のうち、フォローアップが必要と認められた事例について、その改善状況を確認するための質問を行うとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。

■フォローアップ審査の対象となった主な項目は以下のとおりである。


- 固定資産の減損
- 繰延税金資産の回収可能性
- 関係会社株式の評価


- 会計処理を行う際に用いられた業績予測が合理的な仮定に基づいているか否かに関する質問を中心として審査を行った。
- 会計上の見積り項目の会計処理に用いる業績予測は、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る必要がある（固定資産の減損に係る会計基準ニ 4.(1)等）。その際、以下の通り、事業計画等の前提となった数値を必要に応じて修正する点に留意されたい。
 - ◆企業は、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正・・・（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 36 項(1)）
 - ◆適切な権限を有する機関の承認を得た業績予測の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正・・・（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第 32 項）
- 予測値と実績値の著しい乖離が発生している場合には、予測値と実績値の乖離要因が、業績予測の策定プロセスの問題に起因するものではないか確認することが望まれる。

2. 有価証券報告書レビューの実施について（2020年3月27日）金融庁

2020（令和2）年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについては、以下の内容で実施される。なお、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても、別途審査が実施される（別紙2参照）。

（1）法令改正関係審査

2019（平成31）年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正について、記載内容が審査される（「経営方針・経営戦略」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」が対象）。このため、有価証券報告書提出会社は「調査票」に回答し、有価証券報告書の提出日後、所管の財務局等に提出が必要である。なお、具体的な提出方法等については、所管の財務局等から別途連絡される。

（2020（令和2）年3月期以降の事業年度に係る法令改正関係審査の留意すべき事項等は（別紙3参照））

なお、審査対象となる「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に関する開示内容には、「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」等における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれる。

また、上記に加え、企業会計基準委員会から議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が公表されたこと（2020（令和2）年4月10日公表、同年5月11日追補版公表）を踏まえ、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染

症の影響に係る仮定に関する「追加情報」の開示についても、本年度の有価証券報告書レビューの対象に含めて審査される。

(2) 重点テーマ審査

今回（2020（令和2）年3月期以降）の重点テーマは、以下のとおりである。審査対象となる会社は、所管の財務局等から別途連絡される。

〔重点テーマ〕

- ・セグメント情報
- ・IFRS15「顧客との契約から生じる収益」（*）
- ＊主に指定国際会計基準を任意適用する会社が対象

(3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査が実施される。

3. KAM を中心としての開示情報の改正概要

(1) 監査報告書における KAM 記載の導入

金融庁・企業会計審議会監査部会は、2017年6月28日に、金融庁による「『監査報告書の透明化』について」という文書の公表を経て、2018年7月6日「監査基準の改訂について」を公表した。国際的な監査基準で導入された「監査上の主要な検討事項」（以下「KAM」（Key Audit Matter）という）を監査報告書に記載するための改訂である。

近年、我が国では、以下のとおり、不正会計事案などを契機として監査の信頼性が改めて問われている状況にある。このような中、2015年の大手電機会社による巨額会計不正事件の発覚を受けて金融庁に設置された「会計監査の在り方懇親会」から高品質な監査を促すための提言が2016年3月公表された。提言には、高品質で透明性の高い監査を提供する監査人が適切に評価・選択される環境を確立するためにさまざまな施策が織り込まれているが、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実のための施策の一つとして KAM の導入が織り込まれた。

KAM を契機として、会社（経営者及び監査役等）と監査人は、財務諸表利用者の目線にたった財務諸表の適正表示が達成されているかどうかについてより注意を払い、検討することがこれまで以上に必要になると考えられる。

年 月	トピックス
2011年7月	オリンパス事件
2013年3月	監査基準改訂(不正リスク対応基準への対応、監査役等の連携強化)
2013年3月	「監査における不正リスク対応基準」設定
2014年2月	金融庁「スチュワードシップ・コード」策定
2015年4月	東芝不適切会計の発覚

2015年6月	金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」策定
2015年12月	JICPA会長声明「公認会計士監査の信頼回復に向けて」
2016年1月	JICPA会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」
2016年3月	金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言公表
2017年3月	金融庁「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)公表
2017年5月	金融庁「スチュワードシップ・コード」改訂
2017年6月	金融庁「監査報告書の透明化」公表
2018年6月	金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」改訂
2018年7月	金融庁・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」公表
2019年1月	金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」改正公表
2019年2月	JICPA「改訂監査基準に関連する監査基準委員会報告書」公表
2019年6月	日本監査役協会「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・前編」公表
2019年7月	JICPA「監査報告書に係るQ&A」公表
2019年12月	日本監査役協会「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・後編」公表
2020年3月	KAM 早期適用開始、有価証券報告書における記述情報や監査役会等の活動状況の記載の充実
2021年3月	KAM 強制適用開始、会計上の見積りの不確実性の発生要因や会計基準等で明らかでない会計方針に関する注記の充実(早期適用可)
2021年4月	新しい収益認識や時価の算定に関する会計基準が適用され、会計処理や注記が変更(早期適用可)

(2) 監査報告書の KAM と開示情報との整合性

監査人は、監査報告書に KAM を記載する際に、関連する財務諸表に注記事項がある場合には、当該注記事項への参照を付すことが求められている（監査基準報告書 701（以下「監基報 701」という）第 12 項 (1)）。一般的に IFRS 適用企業、SEC 適用企業においては、注記事項が充実していることから参照を付すことが容易なケースも相対的に多いことが想定されるが、日本基準で開示を行っている場合では注記事項が少ないケースも多いため、財務諸表以外の情報に記載された金額等を引用するケースが少なからず出てくるものと思われる。

開示されていない情報を注記事項として記載していなくても財務諸表が適正に表示されていると判断し、監査人もこれに同意する場合、KAM の記載に含まれる開示されていない情報を、財務諸表以外において開示することになると思われる。そこで、2020 年 3 月期決算から適用される「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）において、有価証券報告書の記載内容の充実が図られた。具体的には、「事業等のリスク」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（以下「MD&A」(Management's Discussion Analysis) という）について、今回の改正で財務情報及び記述情報の充実、かつ、わかりやすい記載が求められたことを踏まえ、これまで開示されていなかった情報について記載を拡充す

ることが考えられる（メールマガジンNo.22 P.6 以降参照）。

（３）記述情報の充実について

2019年1月末に、開示府令が改正され、有価証券報告書のその他の記載内容の拡充が図られており、KAMに関連する情報が記載されると思われる。

開示府令の「記載上の注意」を改めて読むと、「具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」という注意書きが随所に記載されており、会社の状況を反映した固有の情報の記載を求めていることがわかる。また、2019年3月に金融庁から公表された「記述情報の開示に関する原則」では、有価証券報告書のこれからの記述情報について、定型的な記載から脱却し、形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた原則的な考え方が示されている。原則に従った記述が行われるようになると、監査人の視点を織り込んだKAMとともに、会社の固有の状況がより適切に利用者に伝わるようになると思われる。特に、記述情報（非財務情報）を中心とした開示の充実に関しては、ガバナンス改革と密接に係りをもって整理が進められている（メールマガジンNo.21 P.10）。

（４）MD&A－「重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定」について

開示府令において財務諸表の作成に当たって用いた「重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定」のうち重要なものについて、当該見積りおよび当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響等に関する経営者の認識を、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報として記載することが求められている。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」に記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる（開示府令第三号様式（記載上の注意）（12）、第二号様式（記載上の注意）（32）a（g））。

「会計上の見積り」に関しては、財務諸表の計上額に不確実性がある点、あくまでも入手可能な情報に基づく合理的な見積りにすぎず、実績に基づく確定額でない点を理解することが重要である。では、なぜ「会計上の見積り」が難しいのか。「重要な会計上の見積りに用いた仮定」には以下のような性質があるからである。

- ① 不確実な事項に関して設定された前提条件（シナリオ）がある。
- ② 前提条件には、複数の選択肢があり、その選択によって結果は異なる。
- ③ その前提条件の採用を決定するとき、多くの場合、経営者の主観・判断を伴う。

記述情報の開示に関する原則では、「重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定」に基づいて算定された金額と実績の金額との差異などにより、企業の業績に予期せぬ影響を与えるリスクがあるとされている。会計基準における見積り要素の増大が指摘されるなか、投資家の投資判断に影響を及ぼすと考えられる会計上の見積りに関する情報を提供することで、投資家が誤った投資判断を行うリスクを減少させることが可能になると考えられる。

会計上の見積りは、非常に経営者のバイアスがかかりやすいものであって、それをどのように、より客観性を持たせていくかというところが、会社にも当然求められ、監査人もそれに対

応することが必要である。その観点で、高度で複雑な見積りであればあるほど、監査人は会社のガバナンスがどのように機能しているかというところを見なければならぬ。また、経営者、監査役等とのコミュニケーションをより強化しなければならない。

(5) 記述情報の追加開示と KAM について

今後、記述情報（非財務情報）と KAM（監査上の主要な検討事項）との関係についてどのように考えればよいかは課題となろう。記述情報では、経営者が重要と認識しているリスクや、会計上の見積りについて記載する。一方、KAM とは、監査人が財務諸表監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項について監査報告書に監査上の主要な検討事項として記載することで情報提供を行うものである。KAM の記載を通じて、監査人が経営者に代わって財務諸表の利用者に対して情報提供を行うことは意図されていない。また、監査人により提供される情報の内容及び範囲は、経営者と監査人のそれぞれの責任（二重責任の原則）を踏まえて決定される（監基報 701A34 項）。

KAM は財務情報を基礎とし、また、情報提供者が記述情報とは異なるため、KAM と記述情報とでそれぞれの記載内容は理論的には一致しない可能性はある。それぞれのリスクの内容とリスクを考える主体が違うからである。しかしながら、例えば、KAM には記載があるが、記述情報の「事業等のリスク」や、「会計上の見積り」に記載がない場合など、記載内容が一致しなければ、監査人が監査役等と協議した財務情報の特に重要であると判断した事項について、経営者は重要な事項と考えていないということの意味することとなり、経営者と監査役等とのコミュニケーションが十分に取られているのかといった疑念を抱く可能性があると思われる。このため、それぞれに何を記載するかについて、経営者、監査役等、監査人の間で十分なコミュニケーションを行うことが重要であると考えられる。

KAM の記載は、企業会計審議会による「監査基準」や日本公認会計士協会（以下「JICPA」という）の監査基準委員会による監査基準報告書では、項目のみが定められているだけである。他方、2019 年 7 月に JICPA から公表された「監査報告書に係る Q&A」では、KAM の内容及び決定理由ならびに監査上の対応の記載に当たっては、KAM の対象となっている領域（例えば、セグメント名や事業名等）や金額を特定することが重要である旨が説明されている。対象領域や金額を曖昧な記述にすると、財務諸表の利用者に当該監査の重点が適切に伝わらないのみならず、対象としている範囲が広範に及んでいるかのような誤った憶測につながる可能性が指摘されている。特に、対象となる企業の事業内容及び事業環境に紐づいた固有の要因を含めて記載することが適切であるとされている。また、監査上の対応の記載に当たっては、たとえば、会計上の見積りの不確実性に関する事項が KAM とされている場合、見積りに使用された具体的な要素（たとえば、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となっている将来の事業計画等に影響を与える要因として、市場の成長率、顧客の定着率等、どのようなものが大きな影響を与えているか。）を示したうえで、当該要因に対応する手続を記載することが重要である旨

の説明がされている。こうした情報は、従来の企業開示において、必ずしもすべて開示されているとは限らないので、具体的にどのような情報が KAM に記載され、それを踏まえて企業としてどのような追加的な開示を行うことが考えられるかについて、経営者と監査役等及び監査人の間で適宜、協議しつつ検討を行うことが重要と考える。

2020 年 3 月期より有価証券報告書における記述情報の拡充が図られるほか、会計方針や会計上の見積りに関する注記に係る会計基準の改訂も 2020 年 3 月期から早期適用が可能である。2020 年 3 月期において、記述情報の拡充や会計方針および会計上の見積りの記載の拡充をしていくなかで KAM に関連する情報をどのように追加的に開示すべきかを検討することで、監査人と理解を共有することは KAM 適用の円滑な運用に繋がるものとする。

(6) 会計上の見積りの開示に関する会計基準の公表 (2020 年 3 月 31 日)

我が国の会計基準に会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定の開示に関する会計基準は存在しなかった。2018 年 11 月に開催された第 397 回企業会計基準委員会 (以下「ASBJ」という) において、公益財団法人財務会計基準機構内の基準諮問会議より、国際会計基準 (以下「IAS」という) 第 1 号「財務諸表の表示」125 項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても注記情報を求めることを検討することが提言された。この提言を受けて、ASBJ は、2018 年 12 月より、「見積りの不確実性の発生要因」に係る注記情報の充実について審議を行っていたが、今般、2020 年 3 月 27 日開催の第 428 回の委員会において、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下「本会計基準」という) の公表を承認したので、2020 年 3 月 31 日に公表した。なんとか、KAM の早期適用および強制適用に間にあった。

会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定に関する情報は、投資判断及び経営判断に直結するものであり、経営者の関与のもと、より充実した開示が行われるべきであるとする。

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積り方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することが困難である。このため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資するその他の情報を開示することを目的としている。

本会計基準により、見積りの不確実性の発生要因に関する注記情報の充実が図られ、下記の注記が 2020 年 3 月期から早期適用できるようになった。

重要な会計上の見積りの注記のイメージ

重要な会計上の見積り

① 項目名×××（見積りの内容を表すもの）

◆ 当年度の財務諸表に計上した金額

◆ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

例) ・ 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

・ 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

・ 翌年度の財務諸表に与える影響

② 項目名×××

・・・・・・・・

これらの情報は、会計基準等における取扱いを算出方法として記載するだけでなく、企業の置かれている状況がわかるようにすることで、財務諸表利用者に有益な情報と考えられるとされており、各企業の状況に応じた記載が求められている。翌年度の財務諸表に与える影響を定量的に示す場合には、単一の金額のほか、合理的に想定される金額の範囲を示すことも考えられるとされている。

→ 現行実務への影響について

現行の日本基準である「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という）四 2 (3) 3 及び企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という）第 140 項によれば、財務諸表に注記するのは、重要な減損損失を認識した場合に、「減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失を認識した金額、資産グルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について」と限定されており、減損損失を認識しなかった場合には注記開示はされない。現行の日本基準及び実務では、のれんや有形固定資産などに減損の兆候があるものの、割引前キャッシュ・フローや使用価値・売却価値の算定の結果、減損損失の認識が不要と判断された場合、見積りの詳細を財務諸表に開示することは求められない。そのため、どのような仮定に基づいてテストが実施され、監査人がどのように判断したかを財務諸表利用者は知りうる余地もない。しかし、固定資産の減損処理を行うに当たっては、企業の見積りに基づく要素が多く、また、見積りの前提として重要と考えられる資産のグルーピングの方法については、事業の種類や業態の特性、管理会計の方法などにより異なるため一律に定められるものではない。このため、減損会計基準及び本適用指針を適用したものの、減損損失を計上することにならなかった場合でも、関連する情報の開示を行うことが有用と考えられることがある。このような点を考慮して、本適用指針では、減損会計基準を初めて適用した事業年度においては、減損損失を計上していなくとも、全般的な資

産のグルーピングの方針等を注記することができるものとしている(第58項ただし書き参照)。

2020年3月期から開示の充実により、すなわち2020年3月期から早期適用となる「会計上の見積りの注記情報の新設」、2020年3月期から強制適用となっている非財務情報「MD&A」の「重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定」について会計方針を補足する情報として記載が求められるようになり、KAMの記載に当たり注記情報または記述情報を利用することができるよう、ようやく間に合ったように考える。

4. キャノン(株)－CAM早期適用事例(先行事例)の紹介について

(1) はじめに

12月決算で米国証券取引委員会(以下SECという)登録企業でもあるキャノン(株)は2020年3月27日、2019年12月期に係る有価証券報告書及びFORM20-F(日本の有価証券報告書に相当)を提出した。添付された監査報告書のうちKAMは、以下のとおりである。監査報告書には、「監査上の主要な検討事項」(以下CAM(Critical Audit Matter)という)の記載があった。連結の記載内容は、「のれんの評価」、「未払販売促進費の評価」の2項目である。個別財務諸表の記載内容は、「子会社株式の評価」の1項目が記載されており、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる項目が記載されていた。

米国では、SECの規則により、大規模早期提出会社においては2019年6月30日以降に終了する事業年度から、KAMと同趣旨のCAMの適用が始まっている。米国では日本より1年早くCAM(KAM)が導入されているため、先行事例となった。日本で監査基準が改訂されたのは2018年7月。その後、2018年11月には「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」が改正され、日本では2020年3月期から早期適用、2021年3月期から原則適用とされた。ただし、米国での早期適用を踏まえ、「SEC登録会社は、2019年12月期からの早期適用が可能」と定められた。

(2) キャノン(株)－CAM 連結財務諸表の開示例

<のれんの評価>

① 連結財務諸表の監査報告書

<p>監査上の主要な検討事項</p> <p>監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</p>	
<p>のれんの評価</p>	
<p>監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由</p>	<p>監査上の対応</p>
<p><u>連結財務諸表の注記 1 に記載の通り</u>、経営者は少なくとも年次でのれんの減損テストを報告単位で実施している。2019 年 12 月 31 日現在、商業印刷事業及びメディカルシステムビジネスユニットに帰属するのれんの帳簿価額はそれぞれ、27,205 百万円及び 508,907 百万円であり、これらの報告単位について、<u>公正価値が帳簿価額を超過する比率は、減損テストを実施した他の報告単位に比べ小さくなっている。報告単位の公正価値の決定には重要な見積りが必要であり、特に、売上高成長率、売上高営業利益率及び加重平均資本コストといった重要な仮定に対する感応度が高く、これらは将来の市場や経済情勢の予測により影響を受ける。</u></p> <p>経営者による、これらの報告単位ののれんの減損テストの監査は、複雑かつ職業的専門家としての判断を要するものとなることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、<u>重要な仮定に関する内部統制を含む、経営者による年次ののれんの減損に関連する重要な虚偽表示リスクに対応するための内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。</u></p> <p>報告単位ごとの見積公正価値を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、主として、<u>公正価値の見積方法及び加重平均資本コストを評価した。</u> ・<u>経営者が使用した重要な仮定と、過去の実績、現在の経済情勢及びその他の関連する要因を比較することにより、重要な仮定を評価した。</u> ・<u>前年度の減損テストで使用した重要な仮定とその実績値を比較し、経営者による当年度の見積方法への影響を評価した。</u> ・<u>重要な仮定の変動に伴う報告単位の公正価値の変動を評価することにより、重要な仮定に対する感応度分析を実施した。</u> ・<u>報告単位ごとの公正価値の合計と会社の株式時価総額を比較した。</u>

(主要な検討事項として決定した理由)

2019 年 12 月 31 日現在のキャノン(株)ののれんの帳簿価額は 898,661 百万円である。その内オフィスビジネスユニットに含まれる商業印刷事業及びメディカルシステムビジネスユニットに帰属するのれんの帳簿価額は、それぞれ 27,205 百万円及び 508,907 百万円であり、重要な資産である。公正価値が帳簿価額より下落すれば減損損失が必要となり、その減損損失の有無が業績に大きな影響を与える。また、のれんの減損テストは、貸借対照表に計上される重要な残高に対して仮定に基づく複雑な見積りが行われるため、一般的に KAM の対象項目となること

が多いと考えられる。

商業印刷事業及びメディカルシステムビジネスユニットに帰属するのれんの公正価値が帳簿価額を超過する割合が他の報告単位に比べ小さくなっており、見積りが変動した場合に減損損失を認識する可能性がある。特に、メディカルシステムビジネスユニットの巨額ののれんは、(株)東芝の子会社であった東芝メディカルシステムズ(株)を買収した時ののれんと思われるが、現在のところ減損損失を計上する必要がある状況には至っていない。また、報告単位の公正価値の決定には、重要な見積りが必要であり、特に、売上高成長率や売上高営業利益率及び加重平均資本コストといった重要な仮定は、将来の市場や経済情勢の予測により影響を受けやすい。その上、経営者による、これらの報告単位ののれんの減損テストの監査は、複雑かつ職業専門家としての判断を要することから、監査人は、「のれんの評価」を CAM（監査上の主要な検討事項）と判断している。

（監査上の対応の特徴）

- ◆監査人は、監査報告書に CAM を記載する際に、関連する財務諸表に注記事項があるので、関連する注記事項への参照を付している。
- ◆のれんの減損に関する一般的かつ代表的な手続が記載されている。
- ◆注記では、セグメント単位で減損の実施状況がわかるように注記されている（P.15 参照）。
- ◆記述情報では、情報が充実している。財務諸表の注記を補足するものとして、会社の減損テストの概況及び減損の不確実性があるセグメントののれん金額等が説明されている。注記情報及び記述情報が充実しているため注記への参照を付せば足りるケースが現在の日本基準に比べて相対的に多いように思われる（P.16 参照）。
- ◆CAM 導入前の監査報告書には、監査人による専門家の業務の利用が記載されることはなかった。しかし、監査人が専門家の業務を利用した旨を CAM に記載されている。

② 連結財務諸表の注記

注記事項

注1 主要な会計方針についての概要

(中略)

(4) 見積りの使用

当社は連結財務諸表を作成するために、種々の見積りと仮定を行っております。それらは連結財務諸表上の資産・負債・収益・費用の計上金額及び偶発資産・偶発債務の開示情報に影響を及ぼします。重要な見積りと仮定は、収益認識、貸倒引当金、たな卸資産、長期性資産、のれん及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産、環境負債、繰延税金資産、不確実な税務ポジション、並びに未払退職及び年金費用の評価及び開示に反映しております。実際の結果が、これらの見積りと異なることもあり得ます。

(中略)

(13) のれん及びその他の無形固定資産

のれん及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産は償却を行わず、代わりに毎年第4四半期に、または潜在的な減損の兆候があればより頻繁に減損テストを行っております。全てののれんは、企業結合のシナジー効果から便益を享受する報告単位に配分されます。報告単位の公正価値が、当該報告単位に割り当てられた帳簿価額を下回る場合には、当該差額をその報告単位に配分されたのれんの帳簿価額を限度とし、のれんの減損損失として認識しております。

(中略)

注7 のれん及びその他の無形固定資産

……当社は、のれんを本社資産としており、内部管理上はセグメントに配分をしておりません。なお、減損テストにおいては、セグメントにのれんを配分しております。……

(中略)

第118期及び第119期における、セグメントごとののれんの帳簿価額の変動は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	第119期				
	オフィス	イメージングシステム	メディカルシステム	産業機器その他	合計
のれん-総額	127,860	48,670	500,896	263,513	940,939
減損損失累計額	△20,770	—	—	△11,658	△32,428
期首残高	107,090	48,670	500,896	251,855	908,511
当期取得額	—	—	8,330	—	8,330
為替換算調整額及びその他	△2,518	△1,717	△319	△13,626	△18,180
のれん-総額	124,613	46,953	508,907	249,478	929,951
減損損失累計額	△20,041	—	—	△11,249	△31,290
期末残高	104,572	46,953	508,907	238,229	898,661

③ 記述情報の記載

2【事業等のリスク】

16. 企業買収及び業務提携・戦略的投資に関連するリスク

・・・当社は、企業買収に伴うのれん及びその他の無形固定資産を貸借対照表に計上しておりますが、予測される将来キャッシュ・フローの低下によりこれらは減損の対象となる可能性もあります。また、有力な提携先との提携が解消になった場合、共同開発を前提とした事業計画に支障をきたし、投資に対する回収が遅れる可能性が生じたり、または回収可能性が低下し、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす恐れがあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

②重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成されております。また当社は、連結財務諸表を作成するために、種々の見積りと仮定を行っております。これらの見積り及び仮定は将来の市場状況、売上増加率、利益率、割引率等の見積り及び仮定を含んでおります。当社は、これらの見積り及び仮定は合理的であると考えておりますが、実際の業績は異なる可能性があります。それらは連結財務諸表上の資産、負債、収益、費用の計上金額及び偶発資産・偶発債務の開示情報に影響を及ぼします。その内容は「注記事項」に記載しておりますが、中でも連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられるものは、以下のとおりであります。

(中略)

d. のれん及びその他の無形固定資産

のれん及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産は償却を行わず、代わりに毎年第4四半期に、または潜在的な減損の兆候があればより頻繁に減損テストを行っております。全てののれんは、企業結合のシナジー効果から便益を享受する報告単位に配分されます。報告単位の公正価値が、当該報告単位に割り当てられた帳簿価額を下回る場合には、当該差額をその報告単位に配分されたのれんの帳簿価額を限度とし、のれんの減損損失として認識しております。報告単位の公正価値は、主として割引キャッシュ・フロー分析に基づいて決定されており、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の見積りを伴います。将来キャッシュ・フローの見積りは、主として将来の成長率に関する当社の予測に基づいております。割引率の見積りは、主として関連する市場及び産業データ並びに特定のリスク要因を考慮した、加重平均資本コストに基づいて決定しております。2018年第4四半期及び2019年第4四半期に行った減損テストの結果、個々の報告単位の公正価値は帳簿価額を超過しており、減損が見込まれる報告単位はありません。しかし、第117期に減損損失を33,912百万円認識したオフィスビジネスユニットに含まれる商業印刷事業に帰属するのれん、及びメディカルシステムビジネスユニットに帰属するのれんについては、公正価値が帳簿価格を超過する割合が他の報告単位と比べて低くなっており、これらの事業の将来キャッシュ・フローが想定よりも減少した場合、減損損失を認識する可能性があります。なお、当該事業に帰属するのれんの帳簿価額はそれぞれ27,205百万円、508,907百万円となっております。

＜未払販売促進費の評価＞

① 連結財務諸表の監査報告書

未払販売促進費の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記 14 に記載の通り、顧客との契約に基づく取引価格は、売上に応じた割戻し等の変動対価を含んでいる。変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積られる。会社は期末日において、変動対価に関する未払費用（以下、「未払販売促進費」という。）を連結貸借対照表の未払費用に計上している。</p> <p>販売促進費の一部を構成する、<u>販売代理店又は小売店の製品販売量に応じて支払われる販売促進費の未払計上額の見積りには、販売促進期間における見積販売数量及び対象製品に対して提供する販売促進費の水準といった重要な仮定を含む。</u></p> <p>期末日における当該未払販売促進費の監査は、<u>複雑かつ職業的専門家としての判断を要するもの</u>となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、<u>重要な仮定に関する内部統制を含む、未払販売促進費に関連する重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。</u></p> <p>期末日の未払販売促進費を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売数量及び対象製品に提供される販売促進費の水準を含む、未払販売促進費の見積りに使用されたデータを検証した。 ・前期末の未払計上額と実際支払額を比較し、当期末における未払販売促進費の見積り方法への影響を評価した。 ・期末日後の販売促進費の実際支払額及び追加未払計上額と、期末日における未払販売促進費の計上額を比較、評価した。

(主要な検討事項として決定した理由)

顧客との契約に基づく取引価格は、売上に応じて割戻し等の変動対価等を含んでいる。変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積られる。会社は、期末日において変動対価に関する未払費用を計上している。つまり、この見積りには、「販売促進期間における見積販売数量及び対象製品に対して提供する販売促進費の水準といった重要な仮定を含む」と述べている。期末日における当該未払販売促進費の監査は、複雑かつ職業的専門家としての判断を要するから、監査人は、「未払販売促進費の評価」（変動対価の見積り）を監査上の CAM（主要な検討事項）に該当するものと判断している。金額的重要性を考慮して CAM を記載していると思われるものの、領域の記載はあるが、売上割戻し等の金額の記載はない。

(監査上の対応の特徴)

- ◆監査人は、監査報告書に CAM を記載する際に、関連する財務諸表に注記事項があるので、関連する注記事項への参照を付している。

- ◆割戻し等については、複雑な割戻し等の商慣習がある業種があり、契約期間が会計期間と異なる可能性もあること等、見積りの要素が存在している場合がある。
- ◆監査人として収益認識の領域（変動対価）は、監査上もリスク認識し、特に重要と判断していると思われる。
- ◆日本の現行実務は、このような複雑な収益認識方法について、詳細な会計方針（工事進行基準及び割賦販売を除く）や注記は定められていない。
- ◆日本基準において適用が予定されている企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」においては、「顧客との契約が生じる収益については、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）」を注記する。なお、当該注記は、重要な会計方針の注記に含めず、個別財務諸表の注記として開示する（収益認識に関する会計基準第 80 項）との定めがあり、「結論の背景」では、「収益認識に関する会計基準」が適用される時までに注記事項の定めを検討することとされていたが、2020 年 3 月 31 日付けにて ASBJ は「収益認識に関する会計基準」を公表し、早期適用が認められるため、何とか KAM の適用に間に合った。

(https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-01.html 参照)
- ◆金融庁が公表した「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の重要な会計上の見積りの開示例の中に収益認識も取り上げられており、記載が参考になる（メールマガジンNo.22 P.8）。

② (連結財務諸表の注記)

注記事項

注1 主要な会計方針についての概要

(18) 収益の認識

当社は、主にオフィス、イメージングシステム及びメディカルシステム製品、産業機器、消耗品並びに関連サービス等の売上を収益源としており、それらを顧客との個別契約に基づき提供しております。当社は、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて、移転により獲得が見込まれる対価を反映した金額により、収益を認識しております。詳細については、注14に記載しております。

(中略)

注14 収益

・・・財またはサービスの移転と交換に当社が受け取る取引価格は、値引き、顧客特典、売上に応じた割戻し等の変動対価を含んでおります。変動対価は、主として、販売代理店や小売店が主要顧客であるイメージングシステム製品の販売に関連しております。当社は、変動対価に関する不確実性が解消された時点で収益認識累計額の重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で、変動対価を取引価格に含めております。変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、直近の情報に基づき定期的に見直しております。また、当社は、販売後の短期間、顧客に製品の返品権を付与することがあり、当該返品権により予想される返品を考慮し決定された取引価格に基づき収益認識をしております。

収益認識のタイミングにより細分化した収益は以下となります。セグメント別、製品別、及び地域別に細分化した収益については、注22に記載しております。

(単位 百万円)

第118期

	オフィス	イメージングシステム	メディカルシステム	産業機器 その他	消去 又は全社	連結
一時点で認識する収益	1,286,100	957,518	305,457	635,906	△106,318	3,078,663
一定期間に渡り 認識する収益	521,201	12,917	132,121	207,035	—	873,274
合計	1,807,301	970,435	437,578	842,941	△106,318	3,951,937

(単位 百万円)

第119期

	オフィス	イメージングシステム	メディカルシステム	産業機器 その他	消去 又は全社	連結
一時点で認識する収益	1,187,306	793,832	290,702	582,156	△93,180	2,760,816
一定期間に渡り 認識する収益	515,289	13,582	147,823	155,789	—	832,483
合計	1,702,595	807,414	438,525	737,945	△93,180	3,593,299

③ 記述情報の記載

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①主要業績評価指標

当社の事業経営に用いられる主要業績評価指標（Key Performance Indicators 以下「KPI」という。）は以下のとおりであります。

(収益及び利益率)

当社は、真のグローバル・エクセレント・カンパニーを目指し邁進しておりますが、経営において重点を置いている指標の1つに収益が挙げられます。以下は経営者が重要だと捉えている収益に関連したKPIであります。

売上高はKPIの1つと考えております。当社は主に製品、またそれに関連したサービスから売上を計上しています。売上高は、当社製品への需要、会計期間内における取引の数量や規模、新製品の評判、また販売価格の変動といった要因によって変化し、その他にも市場でのシェア、市場環境等も売上高を変化させる要因です。さらに製品グループ別の売上高は売上の中でも重要な指標の1つであり、市場のトレンドに当社の経営が対応しているかというような内容を測定するための目安となります。

(3) キヤノン(株)－CAM 個別財務諸表の開示例

① 連結財務諸表と個別財務諸表での取扱い

KAM（CAM）は、金融商品取引法監査の対象になる連結財務諸表と個別財務諸表の両方の監査報告書において記載が求められている。企業会計審議会における検討過程において、主たる財務諸表は連結財務諸表であり、連結財務諸表には個別財務諸表も含まれているため、KAMは、連結財務諸表の監査のみに求めれば足りるのではないかという意見もあった。しかし、個別財務諸表と連結財務諸表では、監査の過程つまり、監査手続の実施、監査意見の形成をそれぞれで行うのでKAMが両方で異なるケースもあることから個別財務諸表の監査報告書においてもKAMは記載することとされた。監査の観点からいえば、個別財務諸表と連結財務諸表のそれぞれに対して監査意見を付しており、それぞれで識別するリスクが異なることもあるため、個別財務諸表の監査報告書におけるKAMの記載は、利用者にとっては有用な情報と考えられることが説明されている。

ただし、連結財務諸表の監査報告書において同一内容のKAMが記載されている場合には、個別財務諸表の監査報告書においては連結財務諸表の監査報告書のKAMへの参照を付すことにより、繰返し記載する必要はなく、省略できるとされている（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項、監基報701第12項）。そのため、個別財務諸表の監査報告書に具体的なKAMの内容が記載されるのは、個別財務諸表に特有のKAMのみということになる。個別財務諸表のKAM

としては、関係会社株式や関係会社貸付金を含む、連結財務諸表の作成において消去される領域が特有の事項になり得ることが示されている。

② 個別財務諸表の監査報告書

<子会社株式の評価>

<p>監査上の主要な検討事項</p> <p>監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</p>	
<p>子会社株式の評価</p>	
<p>監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由</p>	<p>監査上の対応</p>
<p>財務諸表の有価証券関係注記に記載の通り、2019年12月31日現在、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は1,431,034百万円である。当該子会社株式のうち、キャノンメディカルシステムズ株式会社の投資簿価659,555百万円は、子会社株式の貸借対照表計上額の46%を占める。</p> <p>会社は、当該子会社株式の評価に際し超過収益力を実質価額の評価に反映しているため、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討が株式評価の重要な要素となる。超過収益力に影響を与える子会社の将来の事業計画は重要な見積りが必要であり、特に、売上高成長率、売上高営業利益率及び加重平均資本コストといった重要な仮定に対する感応度が高く、これらは将来の市場や経済情勢の予測により影響を受ける。</p> <p>当該子会社株式の評価の監査は、複雑かつ職業的専門家としての判断を要するものとなることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の評価に関連する重要な虚偽表示リスクに対応するための内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。</p> <p>子会社株式の評価を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、主として、超過収益力の算定方法及び加重平均資本コストを評価した。 ・超過収益力に影響を与える経営者が使用した重要な仮定と、過去の実績、現在の経済情勢及びその他の関連する要因を比較することにより、重要な仮定を評価した。 ・前年度の超過収益力の評価において使用した重要な仮定とその実績値とを比較し、当期末における経営者による見積り方法への影響を評価した。 ・重要な仮定の変動に伴う超過収益力の変動を評価することにより、重要な仮定に対する感応度分析を実施した。 ・超過収益力を反映した子会社株式の実質価額の著しい下落の有無を評価した。

(主要な検討事項として決定した理由)

2019年12月31日現在、キャノン株の時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は1,431,034百万円である。当該子会社株式のうち、キャノンメディカルシステムズ株の投資簿価659,555百万円は、子会社株式の貸借対照表計上額の46%を占めることから、その金額的重要性は極めて高い。また、評価には経営者による重要な見積り及び判断が求められるため、監査法人は、個別財務諸表監査上、「子会社株式の評価」をCAM（監査上の主

要な検討事項)に該当すると判断している。

(監査上の対応の特徴)

- ◆監査人は、監査報告書にCAMを記載する際に、関連する財務諸表に注記事項があるので、関連する注記事項への参照を付している。
- ◆子会社への投融資に関する一般的かつ代表的な手続が記載されている。

(個別財務諸表と連結財務諸表でそれぞれ記載されるKAMの関係)

多額のM&Aが行われると、連結ベースでのれんが生じ、そののれんの評価と、個別財務諸表の株式評価の双方を検討する必要が生じてくる。現に、キャノン㈱では、連結上、「のれんの評価」はCAMとして記載されている。この点について、日本基準では、連結財務諸表に計上されるのれんは償却され残高が減少する一方で、個別財務諸表においては投資額が取得時の価額で据え置かれている場合があり、連結財務諸表と個別財務諸表における重要性の違いが生じ、個別財務諸表のみにKAMが記載されるということも考えられる。

③ 個別財務諸表の注記

【注記事項】

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

第118期(2018年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	89,035	191,590	102,555
関連会社株式	147	7,628	7,481
合計	89,182	199,218	110,036

第119期(2019年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	89,035	239,596	150,561
関連会社株式	147	6,887	6,740
合計	89,182	246,483	157,301

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	第 118 期 (2018 年 12 月 31 日)	第 119 期 (2019 年 12 月 31 日)
子会社株式	1,379,448	1,431,034
関連会社株式	1,082	1,082

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

④ 記述情報の記載

2【事業等のリスク】

16. 企業買収及び業務提携・戦略的投資に関連するリスク

当社は、事業拡大を目的として企業買収を実施しております。また、業務提携、合併事業、戦略的投資といった様々な形態で、他社との関係を構築しております。これらの活動は、当社の成長のための施策として重要なものであります。しかし、**景気動向の悪化や、対象会社もしくはパートナーの業績不振により、期待していた事業拡大を実現できない可能性があります。**……

(4) 前期の有価証券報告書との整合性

監査人が、2019年12月期に記載しているCAMにおけるリスクは、前期(2018年12月期)の有価証券報告書に経営者が認識したリスクとして記述情報(事業等のリスク、MD&A)に記載されていた。当期に監査人が認識したCAMとの整合性が保たれていると考える。

5. おわりに

今回の開示府令の改正は、企業統治改革を巡り開示の充実への動きに注目が集まっている。監査に関しても、監査基準が改訂され金融商品取引法上の監査報告書に、KAM(監査上の主要な検討事項)の記載が義務付けられることになった。KAMの記載は、財務諸表の利用者の意思決定を改善すると期待されているものの、どの程度改善するかは現時点で明らかになっていない。まずは、関係者が制度の趣旨を汲み、積極的に取り組むことが望まれる。企業と投資家のコミュニケーションが増え、財務情報及び非財務情報の内容が充実していくことがKAM導入の本質である。KAMには市場を良くしていく役割が期待されている。日本にふさわしい企業内容開示制度を、企業、監査人、投資家の三者でつくり上げる必要がある。

企業の経営戦略や直面するリスクは各社各様で、説明の在り方に正解は無い。日本企業の有価証券報告書がより充実し、投資家の求める情報となるかどうか創意工夫が問われている。

近年の情報開示については、従来からの財務情報に加え、非財務情報としてのコーポレート・ガバナンス、内部統制、サステナビリティといった観点から、各社の継続的かつ持続可能な対応

が求められている。企業のステークホルダーである株主、投資家等から自社の経営や事業活動の透明性を求める声が高まり、さまざまな活動状況を積極的に開示している企業が、社会的に評価を得るようになってきている。

監査報告の変革を機に、企業の開示や KAM の利用に関する関係者の意識・姿勢の変化、関係者間のコミュニケーションの充実といった努力により、企業内容開示制度の一層の充実を期待したい。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上